特別区長会会長 西川太一郎

地方法人課税見直しに関する提起

総務省の検討会が、税源の偏在是正を行うとして、地方法人特別税の継続に加え、地方 法人住民税を国税化し、地方交付税として再配分する制度の創設を提案しました。

私ども特別区は、この提案には二つの大きな問題があることから、反対意見を表明しております。

一つは、地方税制の基本原則や、地方分権の考え方に反するという点です。

法人住民税は、地域の構成員である法人が市区町村から受ける社会資本整備などの行政 サービスに対する応益負担であり、市区町村の基幹税です。これを国税化し、地方交付税 の原資とすることは、財政自主権をないがしろにするだけでなく、地方財源を充実し自己 決定するという自治の理念、地方分権の流れにも逆行するものであります。

地方法人関係税は、地域の活発な法人活動を支える財源として活用するものであり、それがより旺盛な法人活動を呼び起こし、我が国の発展に寄与するものと考えます。決して東京や一部の自治体だけの問題ではありません。

二つは、地方税源の偏在にのみ着目し、それぞれの自治体の抱えている行政需要についての視点が欠けている点です。

東京23区には、900万人が住まい、60万もの事業所が集中していることから昼間人口は1200万人になります。ここで49兆8千億円の付加価値を生産しており、それは国全体の20%を占めます。地方交付税の原資の約4割は東京で収入された税金です。

特別区は、そこに住まう人に加え、企業活動、そこで働く人へのインフラ整備など大都市特有の需要を抱えています。地方交付税交付金を含めた住民一人当たりの収入でみれば東京は全国で26番目に過ぎません。

東京をはじめ大都市特有の需要に充てるための財源を奪うことは、当該地域の活力を失わせるだけでなく、日本経済全体を停滞させることにつながりかねません。一時的には財政が厳しい自治体が潤うように見えても、決して根本的な解決策にはなりえない、地方「共倒れ」の理論だと考えております。

自治体間の税収格差の是正は、国から地方への税源移譲、地方交付税の法定率引上げが 基本です。

地方税の国税化は、地方税制や、分権のあり方を歪め、地方自治の将来に禍根を残すことにつながります。

林 幹雄先生におかれましては、今回の地方法人課税の国税化に我々が反対することについて、是非ともご理解、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。